

広島県告示第二百十一号

平成六年広島県告示第二百八十五号（行政財産の使用料の額の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一及び二中「百分の百五」を「百分の百人」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。